

令和2年度 第21回「蝶屋地区 まちづくり会議」概要

日 時：令和2年10月22日（木） 19：30～20：30

場 所：蝶屋公民館

参加団体等：町会連合会理事、壮年会、蝶屋健老会、体育協会、小学校育成会
蝶屋こども園保護者会、社会福祉協議会、公民館運営審議会、防犯協会、安全協会、
蝶屋桜守の会、じょんがら保存会、民生児童委員、北消防団蝶屋分団など

発言【1】

(1)公営住宅の入居者減少の理由について

(2)河津桜の花見客の増加に対応した駐車場の整備(付近の空き地の利用)について

【市】

(1)蝶屋地区の市営第一長屋住宅は、現在36戸中13戸が空室になっており、ほとんどが3LDKの住宅です。

3LDKの住宅は、原則3人以上の世帯が申し込みできることになっており、以前は子育て世帯を中心に多数の応募がありましたが、少子高齢化の進展や核家族化により、応募が徐々に減少し、最近では、第一長屋住宅に限らず、市営住宅全般で多くの3LDKの住宅に空室が出始めております。

少子高齢化による家族形態の変化に鑑み、3LDKの住宅の募集要件について、3人未満の世帯でも申し込みができるよう見直しすることを検討してまいりたいと考えております。

(2)車で河津桜を見学に来られる場合は、公道での駐停車は通行の妨げになりますので、アプリコットパーク等の駐車場を利用させていただきたいと考えております。

ご提案いただきました空き地の利用につきましては、敷地を重機などで整備する必要がありますので、臨時駐車場など簡易的な利用の場合でも困難かと思われま

す。桜守の会において、交通整理員等の配置や地元の方との農道の一時的な利用の調整などご検討いただきたいと考えております。

発言【2】

(1)新生児誕生訪問事業について(地図等により主任児童委員が訪問しやすいように)

(2)地域包括支援センター美川の活動に対する各種支援の充実について

(3)100歳までの健康推進プログラムについて(ロコモの検査機器設置など)

【市】

(1)日頃から各種事業にご協力いただきありがとうございます。

本事業は、子育て支援事業として社会福祉協議会が市と連携し実施しており、これまで、民生委員主任児童委員活動において地図の利便性や必要性について、多くの問い合わせや要望があったことから、先に開催された民生委員児童委員協議会において、市より地図データ（システム）の現状と活用について説明させていただいたところです。

社会福祉協議会及び市では今後とも委員活動に対しましてサポートさせていただきたいと考えておりますので、ご意見ご要望などございましたらお気軽にお問い合わせください。

(2)市では、市民の健康増進及び福祉の充実を図るため、美川地域では、美川福祉ステーションを設置し、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けられるように、介護や認知症・医療・介護予防・生活支援など様々な面から高齢者やその家族を支えるため、地域包括支援センターに主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等の専門職を配置するとともに、白山市社会福祉協議会の協力のもと対応しております。

また、地域包括支援センター美川の運営につきましては、白山市社会福祉協議会へ委託しており、本市の福祉行政を進める上で、白山市社会福祉協議会との連携は大切であり、人的支援を含めた各種支援につきましては、可能な範囲において行っていきたいと考えております。

(3)はくさんタニタ健康倶楽部では、金城大学と連携しロコモチェックの実施を検討しております。

発言【3】

末正町内の総合的な雨水対策について

【市】

末正町を流れる用水の上流部には、水島町地内の工業団地がありますが、それぞれの企業が敷地内に調整池を設けており、緑地や駐車場として調整機能を保持し利用しています。

調整池の廃止や変更は、1ha以上の面積では石川県と協議が必要であり、敷地内の利用状況により位置や形状の変更をその都度行っておりますが、各敷地の管理者に対し調整機能が確保されているか確認していただくよう伝えました。

ご指摘の水路につきましては、中島用水 6 号支線と新砂川用水 7-3 号支線があり、県営かんがい排水事業などで、中島用水は平成 29 年度まで白山市上安田町地内、新

砂川用水は川北町橘新町地内から上流の大慶寺用水までの区間の排水機能の見直しをしたうえで、整備済みであります。

農地の保水機能低下につきましては、近年の集中豪雨など一気に雨水が田に流入し、地下に浸透する時間もなく排水路へ流れ、一時的に調整池や排水路の能力を超えてしまうことが要因であり、令和 2 年度に県営事業にて七ヶ用水に 5 箇所の雨量計を増設し、集中豪雨時には、上流部にある七ヶ用水が管理している明島放水路取水門を豪雨時に閉門するなど、下流部への溢水被害の軽減対策を行うこととしております。

また、鉄道運輸機構には、地元の意向を尊重し、雨水排水処理を実施するよう伝えております。

発言【4】

- (1) コロナ禍における学校行事について
- (2) 美川地区の病児保育センター開設について

【市】

(1) 運動会の保護者観覧につきましては、教育委員会から学校に対して、三密にならないような対策について PTA とも話し合い、参観の可否を各校で検討するよう指示いたしました。結果的には、一部の学校以外は三密対策が難しいとの判断であり、保護者観覧が行われませんでした。

また、授業参観等の学校行事につきましては、11 月以降、感染予防対策を各校で工夫しながら可能な限り実施するよう指示しております。

(2) 病児保育センターにつきましては、令和 3 年 4 月から開設する予定で準備をしております。

発言【5】

市独自の手厚い教育政策について（40 人学級の見直しなど）

【市】

現在石川県の施策として小学校 2～4 年と中学校 1 年の 35 人学級を、また、市独自の施策として小学校 1 年生の 30 人学級を行っております。

また、公立小学校の学級編成を 35 人に引き下げる法案が閣議決定され、令和 3 年度から 5 年間で全学年において実施されるとしており、一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導や学びが可能となる教育環境が期待できます。

市では、今後も 30 人学級の実現と、特に中学校での 1 学級あたりの生徒数の引き

下げを国に要望してまいります。

その他の市独自の施策として、令和 2 年度には、きめ細かな指導体制の充実のため部活動指導員を中学校 10 名、部活動地域指導者を中学校 37 名配置するなど、教育環境改善への配慮をいたしております。

発言【6】

福祉協力員制度について（他地区での活動内容）

【市】

11 月 20 日には地区社協の研修会において、旭地区の福祉協力員会が見守り活動の発表を行っております。福祉協力員の具体的な活動につきましては、今後、各地区の社会福祉協議会で行われている研修会等において、事例発表を交えた活動状況を紹介する機会を設けるなど、活動しやすい環境を整えていくために関係者と協議・検討をしてまいります。